

税などの納付について

納付書をお送りします

令和2年度分の町税や後期高齢者医療保険料の納税（納入）通知書を、それぞれ最初の納期の月に送付します。

町税や保険料は、納期限内に納付してください。事情により期限内の納付が難しい方は、相談に応じますのでお早めにご連絡ください。

▼審査請求

納税（納入）通知書をご覧になり、納得できないなどと感じた際は、納税（納入）通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町（後期高齢者医療保険料にあつては北海道）に対して審査請求することができます。

町道民税

町道民税（いわゆる「住民税」）は、その年の1月1日現在の居住地で課税されます。

この税は所得割と均等割から成り立っており、一定の所得がある方に対して課税されます。例えば、前年中に退職

された方でも、前年の所得（退職手当に類する分は除く）に対して課税されます。

納税通知書 給料から特別徴収（天引き）される方は5月上旬に会社を経由して、普通徴収（納付書または口座振替で納める方法）の方は6月上旬に送付します。

町道民税の年金からの特別徴収について

年金からの特別徴収（天引き）の対象となる方は、4月1日現在で65歳以上の公的年金を受給している方です。ただし、介護保険料が年金から特別徴収されているなど、一定の要件を満たさなければ対象になりません。

年金以外の所得に対しても課税される方の場合、年金からの特別徴収と平行して、普通徴収または給料からの特別徴収で納めていただくことがあります。

対象となる方には、7月中旬に決定通知書を送付します。

国民健康保険税

国民健康保険税は、同一の世帯に属する方の分をまとめて世帯主の方に課税されます。今年度から、次の2点について課税の仕組みが変わります。

- ① 限度額が変更になります。
- ② 加入者や世帯主の所得が一定の基準を下回る場合の減額措置が昨年に引き続きさらに拡大されます。

※詳細はお尋ねください。

納税通知書 普通徴収の方には6月上旬に、年金からの特別徴収となる方には、7月中旬に決定通知書を送付します。

なお、申し出により口座振替に切り替えることができますので、ご希望の方はご連絡ください。

固定資産税

固定資産税は、1月1日現在で固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している方に対して課税されます。

納税通知書 7月上旬に送付します。

昨年と状況が変わらないはずなのに、税額が昨年度より高

くなった方

次のいずれかの要因が考えられます。

- ① 土地の課税標準額が上がった
- ② 新築住宅に対する軽減が終了した

家屋を取り壊したのに、税額が昨年度より高くなった方

土地の上に一定要件を満たす住宅があると、その土地に係る税額が特例により軽減されます。

しかし、住宅を取り壊すことでその特例から外れ、税額が高くなる場合があります。

家屋が年々老朽化していくのに評価額が下がらない

家屋の評価額は、再建築価格（評価の時点において必要とされる建築費）に経年劣化を減点補正する「経年減点補正率」のほか、「再建築費評点補正率」（建築物価上昇率）などを掛けて求められます。

これらの補正は、3年に1度の評価替えの年（次回は令和3年）に行われますが、前年度の評価額を超える場合は、据え置かれる仕組みと

なっているため、下がらない場合があります。

課税明細書をご確認願います
内容（所有している資産）をご確認いただき変更等ございましたらご連絡ください。

軽自動車税種別割

軽自動車税種別割は、4月1日現在の所有者（使用者）に対して課税されます。

使用していない軽自動車等の廃車手続きをしていない場合は、軽自動車税種別割が課税され続けますので、早急に手続きをお願いします。

また安平町に新たに転入された方で、車の定置場が前の住所のままの方についても、住所変更の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

納税通知書 5月上旬に送付します。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、75歳以上の方（65歳以上で一定のしよがいのある方を含む）が加入者となって納めていただくものです。

保険料率等については、2